

スサノオホール 料金表

令和3年4月1日より適用

区分	～午前9時		午前9時～正午		午後0時～午後1時		午後1時～午後5時		午後5時～午後6時		午後6時～午後10時		午後10時～		午前9時～午後5時		午後1時～午後10時		午前9時～午後10時		
	利用料 ※1時間単価	冷暖房 ※1時間単	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	利用料 ※1時間単価	冷暖房 ※1時間単	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	利用料	冷暖房	
大ホール	平日	¥6,870	¥2,061	¥13,740	¥4,122	¥4,580	¥1,374	¥18,320	¥5,496	¥5,495	¥1,648	¥21,980	¥6,594	¥8,244	¥2,473	¥27,480	¥8,244	¥35,030	¥10,509	¥47,630	¥14,289
	土・日・休日	¥8,239	¥2,471	¥16,480	¥4,944	¥5,495	¥1,648	¥21,980	¥6,594	¥6,595	¥1,979	¥26,380	¥7,914	¥9,892	¥2,967	¥32,970	¥9,891	¥42,030	¥12,609	¥57,140	¥17,142
会議室(ロビー上)	¥750	¥225	¥1,500	¥450	¥500	¥150	¥2,000	¥600	¥600	¥180	¥2,400	¥720	¥900	¥270	¥3,000	¥900	¥3,800	¥1,140	¥5,200	¥1,560	
和室(1階・2階)	¥750	¥225	¥1,500	¥450	¥500	¥150	¥2,000	¥600	¥600	¥180	¥2,400	¥720	¥900	¥270	¥3,000	¥900	¥3,800	¥1,140	¥5,200	¥1,560	
視聴覚室	¥750	¥225	¥1,500	¥450	¥500	¥150	¥2,000	¥600	¥600	¥180	¥2,400	¥720	¥900	¥270	¥3,000	¥900	¥3,800	¥1,140	¥5,200	¥1,560	
楽屋	¥990	¥297	¥1,980	¥594	¥660	¥198	¥2,640	¥792	¥792	¥238	¥3,160	¥948	¥1,188	¥356	¥3,960	¥1,188	¥5,040	¥1,512	¥6,860	¥2,058	

第1項:【入場料等の徴収がある使用】入場料その他これに類する料金を徴収する場合、基本使用料10割加算。

第2項:【営利目的使用】営利を目的として使用する場合基本使用料10割加算。(この場合、入場料を徴収する場合であっても入場料加算はしない)

第3項:【超過時間】午前9時以前は午前9時～正午、午後10時以降は午後6時～午後10時の1時間当たりの金額に5割を加算した金額とする。

第4項:【準備等使用】公演日当日を除き、準備、片付け及びリハーサルのために大ホールを使用する場合、(第1項及び2項、3項による加算額を含め)基本使用料の5割とする。

第5項:【冷暖房使用】冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料(第1項～3項の規定により加算した額含め)の3割相当額を加算する。※本項は**減免対象外**

第6項:【端数の切捨て】第1項～前項までにおいて算出した額に1円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てる。

第7項:【設備器具使用料】設備器具を使用した場合、別表を参考に使用料を徴収する。午前9時～午前12時まで、午後1時～午後5時まで、午後6時～午後10時までのそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。

備考:【大ホール予約】大ホール予約について、**使用する日の該当月より6ヶ月前の月初めより受付**する。

- 【減免】
- ①市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・大学及び専修学校が主催して教育的・文化的催事を行う場合…(大ホールまたは楽屋に限り) **50%**
 - ②市内の学校等が本番を伴わない練習で使用する場合…**50%**
 - ③国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を善意の目的にする場合で市長の承認をうけた場合…**30%**
 - ④市内の文化協会、当該加盟団体及び出雲市芸術文化活動支援補助金交付要綱第2条の補助要件を満たす団体が文化的催事を行う場合…(大ホールまたは楽屋に限り) **※30%**
※1 設備器具使用料を含む。 ※2 併せて「**3,000円以下の入場料等**」を徴収する場合の**入場料加算は実施しない**。
 - ⑤障がい者団体が主催して、非営利目的の催事を行う場合…**50%**
 - ⑥市長が特に必要と認める場合、当該使用料において市長が定める額。
 - ⑦**非営利目的かつ入場料1,000円以下の催事**の場合、「入場料加算金(基本使用料の10割加算)」を減免する。
 - ⑧学会や研究大会など**公共性の高い催事**で、当該団体の会員等**特定の者を対象に入場料を徴収**する場合、「入場料加算金(基本使用料の10割加算)」を減免する。

(別表)

設備器具使用料(大ホール使用時のみ)				
種別	品名	単位	使用料(円)	備考
大ホール	幕装置	1式	¥2,901	袖幕や吊りもの、緞帳など幕や舞台機構全般
	拡声装置	1式	¥2,901	音響設備全般
	舞台照明装置	1式	¥7,260	作業灯以外の舞台照明全般
	ピアノ(YAMAHA:CF)	1台	¥6,264	ピアノイス(背もたれ有②、無し①)含む